

中華民國 台灣 投資通信

発行: 中華民國 經濟部 投資業務処 編集: 野村総合研究所 台北支店

今月のトピックス

産業高度化促進条例の改正について

昨年8月に開催された経済発展諮詢委員会の提言を受け、今年1月、外国企業の対台湾投資促進を目的に、産業高度化促進条例の一部が改正された。今回の改正のうち、投資優遇措置に関連した主な改正事項について紹介する。

1. デジタル情報機能関連投資の営利事業所得税(法人税に相当)からの控除

改正前の条例では、産業高度化促進のため、自動化設備等4項目に対する投資支出金額の5~20%を営利事業所得税から控除することができると規定されていたが(旧6-1-1~4)改正により新たに営利事業所得税控除の対象として、「企業のデジタル情報機能を向上させるハードウェア、ソフトウェアおよび技術への投資」(具体的項目は次項対照表を参照)という項目が設置された(新6-1-5)。

2. 研究開発及び人材育成関連支出の控除比率の引き上げ

改正前の条例では、「研究開発及び人材育成に投じた支出金額の5~25%の範囲内で.....営利事業所得税額から控除できる」と規定されていたが(旧6-2)改正により控除範囲が支出金額の35%に引き上げられた(新6-2)。

3. 物流配送センターの所得に関する免税規定の新設

外国企業の台湾における物流配送センター設立誘致を目的として、「外国の営利事業者が台湾に物流配送センターを設立して、貯蔵や簡易加工を行い、なおかつその外国営利事業者の貨物が国内顧客に引き渡される場合、その所得の営利事業所得税は免税となる」という規定が新設された(新14-1)。

4. 経営合理化を目的とした合併に関する租税優遇措置の拡大

改正前の条例では、経営合理化促進のため經濟部の特別認可を得て合併した場合、6項目の租税優遇措置の適用を受られると

規定されていたが(旧15)改正により新たに「営業権の15年償却」及び「費用の10年償却」に関する2項目の優遇規定が追加された(新15)。

5. 営業本部の所得に関する免税規定の新設

企業の国際経営の中核機能(研究開発、設計、受注、マーケティング、財務、購買、総務、管理、人材育成、キープロダクション、労務等)を担う営業本

中華民國台湾投資通信 May. 2002 Vol. 81

■ 今月のトピックス
産業高度化促進条例の改正について

■ 飛躍する台湾産業
台湾のIC産業(その1)

■ 台湾進出ガイド
FIA(外国人投資条例)法人

■ 日本企業から見た台湾
知識経済時代の付加価値の高い新たな産業創出に期待
香港商集富投資顧問
内片純一 台北支店長

■ 台湾マクロ経済指標
■ インフォメーション

部を台湾に設立・維持することを奨励するため、台湾に設立され一定の規模に達し大きな経済利益をもたらす営業本部は、下記3項目の所得に関する営利事業所得税を免税とするという規定が新設された（新70-1）。

1. 国外の関連会社に提供する管理サービスまたは研究開発の所得
2. 国外の関連会社から取得した権利使用料所得
3. 国外の関連会社への投資で取得した投資収益及び処分利益

（当条項新設の目的として、
・海外（中国大陸を含む）に進出した台湾企業の台湾における営業本部の維持、
・外国企業の台湾における地域営業本部設立の誘致、
・海外（中国大陸を含む）投資資金の台湾還流の促進等があげられる。）

産業高度化促進条例の主要改正事項

(1) 産業高度化関連投資

改正前

産業高度化促進のため、自動化設備等4項目に対する投資支出金額の5～20%を営利事業所得税から控除することができる（旧6-1-1～4）

改正後

新たに「インターネットおよびテレビ機能、企業の資源計画、通信および電気通信製品、電子・テレビ・ビデオ装置、デジタルコンテンツ作成など、企業のデジタル情報機能を向上させるハードウェア、ソフトウェアおよび技術への投資」という項目を新設（新6-1-5）

(2) 研究開発・人材育成支出の税額控除比率の引き上げ

改正前

研究開発及び人材育成に投じた支出金額の5～25%の範囲内で……営利事業所得税額から控除できる（旧6-2）

改正後

控除範囲を35%に拡大（新6-2）

(3) 物流配送センター（新設）

今回の規定内容

「外国の営利事業者が台湾に物流配送センターを設立して、貯蔵や簡易加工を行い、なおかつその外国営利事業者の貨物が国内顧客に引き渡される場合、その所得の営利事業所得税は免税となる」という規定を新設（新14-1）
適用範囲・申請手続・承認機関等については、行政院がこれを定める（新14-2）

(4) 合併

改正前

経営合理化促進のため経済部の特別認可を得て合併した場合、6項目の租税優遇措置の適用を受られる（旧15）

改正後

新たに「合併により生じた営業権は、15年間で償却することができる」と及び「合併により生じた費用は、10年間で償却することができる」という2項目を追加（新15）

(5) 営業本部（新設）

今回の規定内容

台湾に設立され一定の規模に達し大きな経済利益をもたらす営業本部は、下記3項目の所得に関する営利事業所得税を免税とする（新70-1）
1. 国外の関係会社に提供する管理サービスまたは研究開発の所得
2. 国外の関係会社から取得した権利使用料所得
3. 国外の関係会社への投資で取得した投資収益及び処分利益
適用範囲・申請手続・承認機関等については、行政院がこれを定める（新70-2）

参照資料：交流協会『交流』No.658, 659

台湾の IC 産業（その1）

台湾の半導体産業は昨年、世界的な IT 不況、米国同時多発テロ発生などの影響により、厳しい局面を迎えたが、今年 2002 年は緩やかにながらも世界的な景気回復傾向、在庫調整の進展、PC・民生用機器の需要増加などにより、台湾の IC 生産額は前年比 19.2% 増の 6,283 億台湾元に達するものと見られている。また 2003 年の IC 生産額は対前年比 36.6% 増、4,850 億台湾元と 2000 年の水準（4,686 億台湾元）を上回るものと予測されている。こうした中、台湾の半導体メーカー各社は 12 インチの半導体工場への設備投資、アジア（特に中国大陸）新興市場の開拓などの動きが活発化している。

2002 年は前年比 19.2% 増の見込み

経済部（経済産業省に相当）の外郭団体である工業技術研究院 IEK の資料によれば、2001 年台湾の IC 産業の生産額は 26.2% 減の 5,269 億台湾元（約 150 億米ドル）までに下落した。（図 1）内訳を見てみると、IC 製造が前年比 35.4% 減の 3,025 億台湾元と最も落ち込みが激しい。IC テスティング（同 22.9% 減）、IC パッケージング（同 21.2% 減）も共に 2 割程度減少した。一方、IC 設計については 1,220 億台湾元と前年比 5% のプラス成長を維持している。

2001 年第 4 四半期より台湾ファウンドリー各社の稼働率向上や DRAM 価額の上昇、半導体在庫調整進展などの要因から、2002 年の台湾 IC 産業の総生産額は前年比 19.2% 増の 6,283 億台湾元に達すると推定されている。中でも IC 設計業については対前年比 26.6% 増の 1,545 億台湾元と大幅な伸びが

予想されている。この他、IC 製造（17.4%）、IC パッケージング（16.9%）、IC テスティング（13.4%）もいずれも 2 桁台の成長となる見込である。

12 インチ半導体工場への設備投資相次ぐ

台湾の IC 産業全体において IC 製造業の生産額が全体の 5 割以上占めており、うちファンドリーメーカーによる生産額が 7 割近くを占めている。昨年 IC 製造業の生産額は前年比 35.4% 減と大幅なマイナスとなったが、2002 年からは世界的な景気回復、在庫調整、PC・民生用機器の需要増加などにより、台湾の半導体メーカー各社は積極的な設備投資計画を打ち出している。

2001 年時点では、台湾で製造する IC ウエハの 8 割が 8 インチである。台湾メーカー各社は生産量をさらに引き上げる為にウエハ径 12 インチの半導体工場への設備投資を相次いで進めている。12 インチウエハの面積は 8 インチウエハの 2.25 倍となり、一枚のウエハで取れるチップ個数も約 8.3 倍となっており、1 平方メートルあたりのチップのコストが 30% 削減できる。2001 年、ファンドリーメーカーの TSMC、UMC と DRAM メーカーの ProMos は 12 インチ半導体工場の建設を完成し、少量生産を開始した。2002 年には DRAM メーカーの PSC の工場が 5 月に完成したほか、TSMC も工場設立予定がある。このほか 2003 年に 12 インチの工場計画を予定しているメーカーはファンドリーメーカーの UMCJ、UMCi、CSM と DRAM メーカーの NanYa などがある。2005 年の 12 インチウエハの生産量は対世界総生産量の 26.6% にまで上昇するを予測されている。（図 2）

また、台湾の場合、川上の設計から川下のパッケージング、テストまで各半導体メーカーは事業内容を絞って、資源を集中している。こういった専業体制により、管理費、間接費、人件費などのコストが日本の総合電機メーカーの事業形態と比較して相対的に低い水準にある。しかし、日本は民生用デジタル機器市場での強み、高い製造プロセス技術といった優位性を持っているため、台湾企業にとって日本企業との関係強化により、相乗効果を発揮して競争力の向上も重要視されている。

IC デザインサービス業が急成長

台湾の半導体産業は各企業が業務内容を特化、細分化していることが特徴であり、技術や資源を集中投下することによって、コストダウン強化、専門技術力の向上、人材資源の有効活用などにより、競争力を高めている。2001 年時点では、台湾の IC 設計メーカーは 180 社、IC 製造メーカーが 15 社、IC パッケージングメーカーが 41 社、IC テスティングメーカーが 36 社となっている。特に、IC 設計会社については 2000 年の 140 社から翌 2001 年には 180 社にまで急増し、わずか 1 年間に 40 社増加している。台湾の IC 設計業はここ数年来急成長を遂げており、売上ベースで世界の IC 設計メーカーのトップ 20 位に台湾の IC 設計会社 4 社（VIA、MediaTek、Realtek、Sunplus）がラインアップ入りしている。中小企業からスタートした台湾の IC 設計メーカーは急速にその事業規模を拡大している一方、グループ企業内での事業再編や再投資も進めている。例えば、VIA はマルチメディア製品へシフトするために子会社の維景を

設立し、Realtek はコンシューマ向けの製品を手掛ける瑞頤、Sunplus はブルートゥース製品に特化した凌翔を設立するなど、グループ企業内の商品ラインアップを拡大している。また、関連子会社も特定商品に絞り込むことによって、専門領域での技術水準の向上や商品マーケティング能力の強化、資金調達能力のアップを狙っている。

世界で取引されている半導体IP (注1) はARM 社(携帯電話用マイクロプロセッサ)やRambus 社(DRAM の高速処理IP)、MIPS 社(ゲーム機、PDA 用マイクロプロセッサIP)といった米国のデザインサービス企業によって世界シェアのおよそ半分が占められている。これはシステムオンチップ商品(注2)の需要拡大や伝統的なIDM メーカーやIC 設計業者らがアウトソーシングを積極的に活用する中、ASIC(特定用途向け集積回路)の設計、半導体IPの開発などのデザインサービスを提供する企業が急成長してきた。

台湾のIP 開発力はこれらの有力企業には及ばないものの、政府は半導体の製造機能だけでなく設計開発能力アップを図る為、積極的な促進体制を推し進めている。工業技術研究院の郭秋鈴副エンジニアは「IC デザインサービス業はIDM メーカーやIC 設計業者が自らの力ではカバーできない人材資源の確保や知識財産の保護などを目的として成長してきた。巨有(1999 年設立)や智原(1993 年設立)は台湾IC デザインサービス業の先駆者であり、現在、台湾のIC デザインサービス業者は10 数社となっている。台湾ファンドリーメーカーの強みを生かして、ファンドリーメーカーとの提携関係を深化させながら、プロセスに関連するIP やデザインサービスを

提供することも海外競合企業との差別化を図る上でのポイントとなる」と述べている。

中国大陸への8 インチウエ八投資解禁

成長ポテンシャルの高い国内市場を擁する中国大陸のIC 産業は、ここ数年来急成長を続けている。こうした中、台湾政府は今年3月に台湾企業に対して、8インチウエ八対応の半導体工場の中国大陸投資を制限付きながらも解禁した。解禁の対象は既存の8 インチ以下のウエ八対応の半導体工場設備を利用した中国への投資であり、且つ台湾内で建設した12 インチ対応半導体工場が6ヶ月連続にて量産を行った実績があることが申請の資格条件となる。8インチウエ八対応の半導体工場の中国大陸投資の解禁に対して、台湾の産業空洞化を

懸念する声もあるが、工業技術研究院の王建華副エンジニアは以下のように述べている。「中国大陸のファンドリーメーカーの技術レベルは8インチ、0.25 μm に留まっているのに対し、台湾ファンドリーメーカーの技術レベル(12 インチ、0.13 μm)である。過去の経験からみれば、台湾と中国大陸の技術レベルには概ね6 年程度の開きがある。8インチ以下の設備投資は解禁されたとはいえ、向こう5 年間は3 工場の設立しか認めないという制限を設けているため、8インチの中国投資解禁が台湾の空洞化に結びつくという懸念はなからう。」

注1: 従来、複数のIC を組み合わせて実現していたシステム機能を、1 個のIC チップ上に実現したもの
注2: 特定の機能を持つ半導体部品で、単独で知的財産権となる

図1 台湾IC 産業の生産額推移

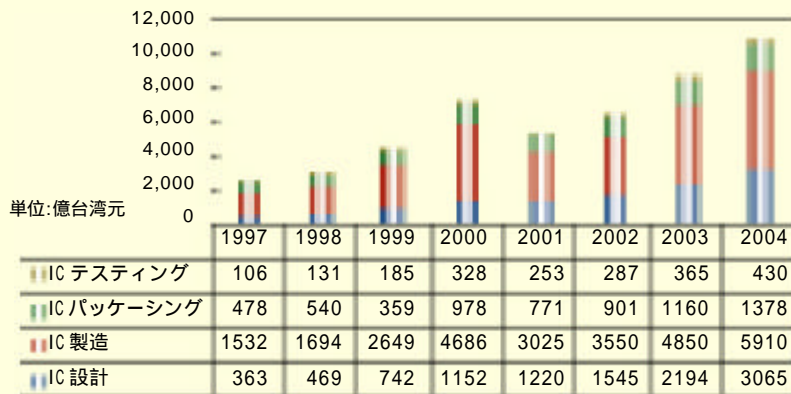


図2 台湾12 インチウエ八生産量予測

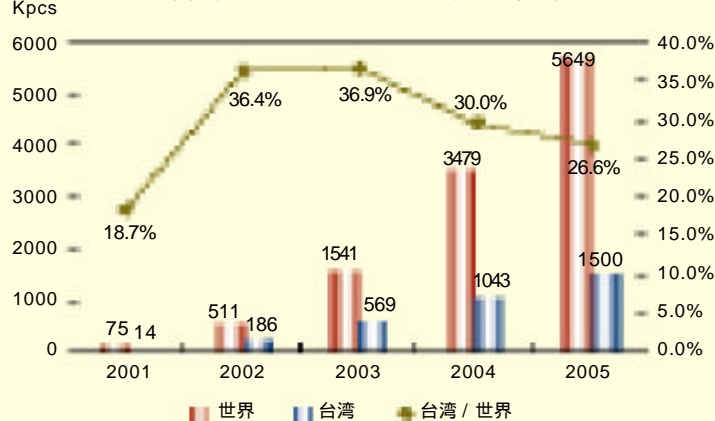


図1, 2 出所) 工業技術研究院 IEK (2001 年までは実績、2002 年以降は予測値)

FIA(外国人投資条例) 法人

1.FIA 法人とは

日本企業が台湾に進出する際に最初にクリアしなければならない関門がこの外国人投資条例である。

外国人投資条例は、1954年に公布され、その後11回にわたり改正されもので、現在の条例は1997年11月19日に改正された全文20条から成るもので、その第1条には、次のように規定されている。

「中華民國領域内における外国人の投資、その保障、規制及び処理は、この条例の定めるところによる。」

また、本条例第4条には、投資の範囲を以下のように規定している。

1. 中華民國の会社の株式所有、或は出資。
2. 中華民國領域内における支店の設置、または単独出資ないし合併による事業。
3. 前2号の投資事業に対する一年以上の融資。

以上のように、外国人(法人を含む)が台湾に支店を設置したり、現地法人(合併会社を含む)を設立したり、既存の台湾企業を買収したりする場合には、必ずこの条例に基づく許可を取得しなければならない。

FIA 法人のFIA とは、Foreign Investment Approval の頭文字をとったもので、外国人投資条例に基づいて經濟部(日本の経済産業省に相当する機関)の投資審議委員会による許可に基づく外国人(法人を含む)の投資をいい、FIA

法人とは当該許可に基づいて設立された現地法人をいう。

FIA 法人として認められる業種は次の通りである。

- ・国内で必要とする生産又は製造事業
- ・国内で必要とするサービス事業
- ・貿易業務に従事する事業
- ・重要な工業、鉱業又は交通に寄与する事業
- ・科学技術の研究と開発に従事する事業
- ・国内の経済又は社会の発展に寄与するその他の事業

行政院(政府)は外国人及び華僑投資のネガティブ・リストを公布している。当該ネガティブ・リストは、「禁止業種」及び「制限業種」の二種類に分けられ、「禁止業種」に属する業種(合計22種)は、一律に外国人及び華僑投資の申請が認可されず、「制限業種」に属する業種(合計48種)は、政府が関連法令の適用及び政策により、適当な制限をすることができる。

外国人及び華僑の投資申請で「ネガティブ・リスト」の範囲に属さない業種は、原則としてすべて認可される。但し、投資者は「外国人投資条例」及び「華僑帰国投資条例」の規定に従って申請書を提出しなければならない。

2.FIA 法人のメリット

外国人投資条例により許可されたFIA 法人にはおおよそ次のような特典が与えられている。

- (1) 利益を外貨で本国へ送金する

ことができる。

- (2) 外国資本の持株比率、外国人株主数、外国代表取締役及び監査役等の国籍及び居住地の制限を除外される。
- (3) 支配配当金の源泉徴収税率が25%又は35%から20%に軽減される。
- (4) 外国資本額がその企業の資本総額の45%以上を占めた場合、開業から20年以内に政府がその企業を収用又は買収するという規定を適用しない。
- (5) 外国資本額がその企業の資本総額の45%以上で、会社法第267条の新株発行を行った場合に、一定比率の株式を留保して会社の従業員に引き受けさせるという規定を適用しない。
- (6) FIA 法人の取締役、監査役又は支配人が一課税年度内に台湾での居留期間が183日を超えたとき、その該当企業から配当された利益は、確定申告が不要で20%の源泉徴収で課税関係が終了する。
- (7) FIA 法人の取締役、支配人又は技術者が台湾で投資、工場建設又は市場調査等のために一課税年度内に台湾での居留期間が183日を超えないとき、当該国外法人より支給された給与所得は中華民國の源泉所得と見なさない。

寄稿：KPMG 安侯建業會計師事務所
シニア・コンサルタント 沓川 義治
TEL：886-2-2715-9999
FAX：886-2-2715-9888
Eメール：yoshiharuk@kpmg.com.tw

知識経済時代の付加価値の 高い新たな産業創出に期待 香港商集富投資顧問 内片純一 台北支店長

日本のベンチャーキャピタル（以下‘VC’）の草分け的存在であるジャフコ。90年代の台湾のハイテク産業急成長の資金ソースとして台湾の数多くのVC企業の存在は重要な役割を果たしてきたといえる。現在、台湾国内には既に200社を超えるVC企業があり、加えて日系を含む外資系企業が数多く進出している。台湾VC市場は競争は厳しいが、まだまだ優良案件が多いと語るジャフコ台北支店の内片純一台北支店長に台湾VC産業の現況についてお話を伺った。



香港商集富投資顧問
内片純一 台北支店長

200社を超える台湾VC 企業

当社の海外事業は北米を皮切りに欧州、そしてアジアへと拠点展開を広げてきました。アジアにおける事業では、NIES 及び

アセアンを対象地域として1990年にシンガポールにアジア地域統括本社を設置、次いで1992年に香港に現地法人を設置しました。台湾への投資活動は1992年より開始し、当拠点は1996年12月に香港現法の台北支店として設立しました。

90年代を振り返ると、台湾の投資環境はこれまで必ずしも一本調子で推移してきた訳ではありません。というのも日本と同様に、台湾でも1990年にバブルが崩壊し、土地、株式市況が暴落しました。その結果、株式市場では、1990年初のピークでは12,000ポイント台に達していた株価指数が、同年10月には2,500ポイント台と約5分の1にまで急落しています。幸い当社の台湾への投資活動はこのバブル崩壊後であり、且つこのバブル崩壊以降に台湾のPC・半導体産業が急成長を遂げていったことから、進出のタイミングとしては良かったと感じています。

当社の投資対象の中心業種はIT及びその周辺分野ですが、90年代に台湾で急速にPC・半導体産業が成長した理由は、まず政府が産業育成の為に綿密な仕掛け作りを行った点にあると思います。1980年に台湾政府が設立した新竹サイエンスパークは産官学

一体となった台湾の産業育成政策の典型的な成功事例と言えます。急成長したもう一つの重要な要因として、数多くの民間VC企業の存在が欠かせません。現在、台湾では現地系VC企業だけで200社を超えており、この他に当社を含む外資系企業が参入しています。当社は投資対象業種をIT及びその周辺産業に絞っており、高い成長ポテンシャルを持つ有力ベンチャー企業が多いものの、VC企業数も多く、競争は確かに厳しい市場ですが、まだまだ優良案件が多く、大変魅力のあるマーケットであると感じています。

高い投資マインドと投資 インフラの整備により台湾 VC市場が大きく発展

台湾でVC事業がこれだけ大きく成長した理由としては、まず台湾の経営者は、企業のリスク分散と安定性確保の観点から自己資本充実に積極的であり、外部資本導入に対する抵抗が少なく、VC投資を受け入れる素地があった事です。加えて、政府の優遇税制によりVC企業への投資マインドが非常に高まった事、更に、VC投資の出口となる株式市場が発達している事が挙げられると思います。米国と異なりM&Aによる資金回収が困難なアジアでは、VC投資の主たる出口

は投資先企業の株式上場です。この時、株式市場が十分に発達していないと、VC 事業にとっては投資資金の回収が困難となり、投資が促進されません。税制面でいえば、台湾では株式の売却譲渡益(キャピタルゲイン)が非課税である事も、VC 事業の投資回収効率を高める為の、極めて重要な要因といえるでしょう。現在、台湾のハイテクメーカーではストックオプションの概念が定着しており、従業員の大きなインセンティブとして機能していますが、これも株式市場の発達がその前提となるものです。台湾のベンチャー企業では設立の段階から、上場の計画を明確に打ち出し、投資家や優秀な人材を呼び込むといったことは珍しいことではありません。ストックオプションを上手に活用することで、台湾のベンチャー企業はその活性度を高めているといえるでしょう。

日本市場・日本企業との橋渡しサービスを提供し差別化を図る

200 社以上の VC 企業がひしめくこの競争の激しいマーケットにおいて、当社としてはいかに他社との差別化を図るか、いかにサービスの付加価値を高めていくかに注力しています。当社では“Build the Company”の基本戦略、つまり、単に資金提供を行うだけでなく、日本市場や日本企業へのアプローチのサポートを行う為の情報提供や紹介なども行うことで、より付加価値の高いトータルサービスの提供を行っています。昨年本社

に設置したVA (Value Added) 部門が、海外投資先企業をサポートするサービスを行っています。このサービスは台湾のベンチャー企業には大変好評です。というのも、多くの台湾企業にとって、日本の技術力並びに市場は魅力があるものの、実際には商習慣が大きく異なり、言葉も違う日本は多くの台湾企業にとって参入障壁が高く、「近くて遠い国」なのです。勿論、台湾には日本語教育を受けた世代の方々が経営を担っている有力企業も数多くありますが、こうした企業も確実に世代交代が進んでおり、こと IT 関連産業では米国留学組が経営層の大勢を占めていることから、日本企業との緊密度は必ずしも十分とはいえません。また、ベンチャー企業はその規模からして日本市場専門の人材を確保する余裕が無い場合が大半です。その意味でも、こうした台湾企業と日本企業との橋渡しとなるサービス提供の意義は大きいと感じています。

台湾の産業高度化によって更に付加価値の高い産業の創出に期待

昨今、経済成長を続ける中国の台頭が際立っており、急成長を遂げる中国地場の企業も実際、数多く出てきてはいます。しかしながら、中国はVC 投資の「出口のインフラ」となる株式市場が必ずしも十分に整備されていない為、現段階では投資対象が海外上場を前提とした企業群に限定されている状況です。株式上場規則の弾力化等により国内上

場を促進、投資資金回収手段を確保し、更に外資系 VC に対してはその海外送金を原則自由化する事が、中国でのVC 事業発展のポイントになると思われます。ここ数年来、台湾のハイテクメーカーが生産拠点の中国へのシフトを一層、加速化させていますが、だからといって、今後、台湾の存在意義が薄れていくかといえば、VC 事業にとっては、それはむしろ逆でしょう。台湾がポスト PC・半導体の時代として知識経済化を進める中、より付加価値の高い産業育成が急務です。台湾の成熟した起業インフラと優秀な人材、VC 投資によるリスクマネーの提供により、こうした新企業群が高スピードに形成されて行く事でしょう。このサイクルが繰り返される事により台湾の産業高度化が実現、更に付加価値の高い産業と、VC 事業の新たなビジネス機会が創出されるものと期待しています。

台湾マクロ経済指標

年	月	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株価 平均指数 1966=100
		実質 GDP (10 億元)	経済成長 率(%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易 収支	卸売 物価	消費者 物価	ドル	円	
1994		5,817	6.54	5.85	1,630,717	395,789	93,049	85,349	7,700	2.17	4.09	26.24	0.2644	6,253
1995		6,168	6.03	4.46	2,925,340	572,818	111,659	103,550	8,109	7.37	3.68	27.27	0.2641	5,544
1996		6,518	5.67	2.40	2,460,836	545,776	115,942	102,370	13,572	-1.00	3.07	27.49	0.2370	6,004
1997		6,959	6.77	6.64	3,879,166	851,139	122,081	114,425	7,656	-0.46	0.90	32.64	0.2509	8,411
1998		7,295	4.83	3.90	3,554,037	535,371	110,607	104,712	5,894	0.06	1.68	33.16	0.2579	7,738
1999		9,051	5.67	8.13	4,053,164	506,977	121,638	110,698	10,940	-4.54	0.18	31.40	0.3076	7,427
2000		9,569	5.98	7.96	7,607,760	732,869	148,376	140,014	8,362	1.81	1.26	31.28	0.2882	7,847
2001		9,376	-1.91	-7.98	684,854	122,902	122,902	107,243	15,659	-1.33	-0.01	39.90	0.2775	4,907
	3	2,348	0.91	-5.13	248,385	51,406	11,719	9,987	1,731	-0.20	0.44	32.84	0.2621	5,703
	4			-6.25	344,029	47,333	10,841	10,507	334	-0.15	0.41	32.92	0.2865	5,491
	5			-9.04	628,954	41,944	10,150	8,934	1,216	-1.16	-0.21	33.97	0.2740	5,157
	6	2,290	-2.35	-12.26	636,925	49,210	10,337	8,649	1,688	-0.22	-0.16	34.41	0.2768	5,049
	7			-11.14	698,958	106,419	9,718	9,184	534	-0.33	-0.11	34.76	0.2785	4,452
	8			-9.02	292,606	50,808	9,455	7,689	1,766	-0.70	0.44	34.58	0.2907	4,495
	9	2,379	-4.21	-15.16	214,053	12,093	8,864	7,766	1,098	-1.50	-0.51	34.55	0.2896	3,949
	10			-7.13	265,134	15,001	114,488	9,722	1,726	-2.74	0.95	34.55	0.2841	3,782
	11			-6.78	364,268	80,538	10,186	7,947	2,238	-4.97	-1.14	34.47	0.2780	4,318
	12	2,399	-1.87	-6.50	492,618	34,030	10,286	8,510	1,775	-5.23	-1.69	35.00	0.2648	5,264
2002	1			12.92	358,092	20,753	9,692	7,357	2,335	-3.57	-1.68	34.98	0.2631	5,737
	2			-11.79	206,256	38,900	8,048	6,526	1,522	-2.04	1.41	35.10	0.2621	5,748
	3	2,360	0.52	1.49	193,270	94,069	11,450	10,163	1,287	-0.59	0.02	3,500	0.2617	6,058

出所：中華民国經濟部統計処、經濟部投資審査委員会

海外産業専門家の台湾招聘促進に関する助成措置（給与補填）

經濟部では、産業高度化促進を目的に、海外産業専門家の台湾招聘に対する助成措置（給与補填）を実施していますが、この適用対象が外国人にも拡大されることになりました。当助成措置の対象、申請資格及び助成内容は以下の通りです。

対象 国内産業の高度化が直面する重要技術・研究開発管理・市場経営等の問題を有効に解決し、かつ現在海外に居住する、中華民国国籍者、外国国籍者もしくは中国大陆の居住者で、以下の資格を有する者。

1. 博士学位を取得し、かつ二年以上の関連業務経験を有する者。
2. 修士学位を取得し、かつ四年以上の関連業務経験を有する者。
3. 学士学位を取得し、かつ六年以上の関連業務経験を有する者。

申請資格 会社法に基づき設立された国内民間企業で、海外産業専門家を台湾に招聘している企業。

助成内容

- ・「海外産業専門家招聘委員会」による審査を通り、海外産業専門家を台湾に招聘した国内民間企業に対し、海外産業専門家への給与補填を行う。
- ・各人への給与補填期間は三年を超えてはならず、かつ二年目及び三年目の補填金額は一年目の70%及び40%とする。

「会社法に基づき設立された国内民間企業」とは在台湾の外国資本の現地法人を含む
詳しくは經濟部投資業務処技術導入サービスセンター（技術引進服務中心：担当 李）へお問い合わせ下さい。
住所 台北市館前路71号8F / 電話 02-2389-2111 / Fax 02-2382-0497

ジャパンデスク連絡窓口 ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。
(日本語でどうぞ) 野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部投資業務処 台北市館前路71号8F

TEL:001-886-2-2389-2111
FAX:001-886-2-2382-0497

担当:林佩燕(Ext.222)(日本語可)
林貞真(Ext.216)(日本語可)

野村総合研究所 台北市敦化北路168号13F-E室
台北支店

TEL:001-886-2-2718-7620
FAX:001-886-2-2718-762

担当:野中利明(Ext.22)、ハツ井拓磨(Ext.26)
邵朱黎(Ext.21)、周瓊閔(Ext.19)

野村総合研究所 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1
国際本部 新大手町ビル5F

TEL:03-5255-9305 (直通)
FAX:03-5255-1870

担当:山田敦子

ジャパンデスク専用 E-mail: japandesk@nri.co.jp
ホームページ: www.japandesk.com.tw

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。